

# 特別徴収事務手続きの流れ

1月	給与支払報告書をうるま市役所市民税課に提出していただきます。
2月～5月	市民税課にて税額計算を行います。
5月中旬	従業員の市・県民税が決定し、事業所へ「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」及び「納入書」等を送付いたします。
6月～翌年5月	実際に従業員の毎月（6月～翌年5月までの計12回）の給与から各月分の住民税額を徴収し、金融機関で納付していただきます。 ※下記の手続き例をご参照ください。

## 実際の特別徴収の手続き例

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の一部を拡大して説明します。

【次の表は、事業所としての税額情報が記載されております。】

特別徴収税額	年税額	499		400		課税人員		非課税人員	
		人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分	2	42	900	2	41	500	2	41	500
7月分	2	41	500	2	41	500	2	41	500
8月分	2	41	500	2	41	500	2	41	500
9月分	2	41	500	2	41	500	2	41	500
10月分	2	41	500	2	41	500	2	41	500
11月分	2	41	500	2	41	500	2	41	500
(備考)									

各月分の税額を合計した年間の税額です。

事業所としての各月分の納付税額が記載されています。

【次の表は、従業員個人の税額情報が記載されております。】

（従業員Aさん）

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
	25	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
変更月	月											

（従業員Bさん）

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	800	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
変更月	月											

従業員個人の各月分の税額が記載されています。

①市役所から送付された「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を確認し、6月分の給与計算時に、それぞれの給与から「6月分」の欄に記載されている税額を徴収しておきます。

（Aさんは25,100円、Bさんは17,800円をそれぞれの6月分給与から徴収）

②納入書（6月分～翌年5月分の12枚）の6月分（金額：42,900円）を使用して、金融機関にて7月10日までに（翌月10日が納期限）お支払いしていただきます。

③上記①②を年12回（翌年5月分まで）行い、納付していただくのが、特別徴収事業所の事務手続きになります。また、事業所の全従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を年2回（11月と翌年5月）とすることができる「納期の特例」制度があります。

住民税の特別徴収は、市役所から送付される通知書の税額を各月分の給与から徴収して、金融機関で納付していただく手続きとなっております。所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

エルタックス

## eLTAX(電子申告)の導入について

うるま市では、平成25年度からeLTAX（電子申告）による地方税電子申告の受付を開始しています。電子での受付開始により、地方税の手続きを郵送や窓口に出向くことなく、自宅やオフィス等からインターネットを利用して行うことができます。

### ■エルタックスとは？

eLTAX（電子申告）とは地方税ポータルシステムの呼称で地方税申告および申請・届出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。eLTAXは地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営しています。

### ■エルタックスのご利用方法

初めてeLTAXを利用する場合には、eLTAXのホームページから利用届出を行い、利用者IDを取得する必要があります。利用届出を行うには、インターネットに接続されているパソコン、メールアドレス、電子証明書等が必要になりますので、詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

eLTAXホームページ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

### ■利用できる手続き

市県民税（特別徴収関係）⇒給与支払報告（総括表・個人別明細書）

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出

普通徴収から特別徴収への切替申請

退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出

法人住民税 ⇒法人市民税の申告、法人設立・設置届出、異動届

固定資産税 ⇒償却資産の申告

### ■eLTAX（電子申告）に関するお問い合わせ先

○ eLTAXサポートデスク：電話 0570-081459

（上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

○ 受付時間：月曜～金曜、9：00～17：00 ※ 土日祝祭日、年末年始は休業